

## 平成 29 年度基本的施策について

元気派市民の会 大河みとこ

元気派市民の会は、「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、市民の暮らしを大切に市政運営を求め続けています。だからこそ、私達は自分たちのまちは自分たちでつくる自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組み、持続可能な共生社会を目指していく必要があります。

そのために、市政は住民自治の実現に向けて努力することが求められ、そのことが基礎自治体としての使命であると考えます。市長の基本的施策では、市長自らが先頭に立って2020年に向けた連携の輪を広げ、調布市がけん引役となって多摩地域全体の振興に貢献できるよう努めたいとして、オリンピック関連の言葉は繰り返し登場します。市長が今年度、最も伝えたいメッセージがオリンピックなのかと思うと残念でなりません。すでに介護サービス控えが起きている中で介護保険改正案には年金生活者に更なる負担増が見込まれサービス控えが懸念されます。介護保険から外される軽度の方が地域支援事業に移行し市の責任と役割が重要になってきていますが、団塊の世代が75歳になる2025年問題への対応、待機児問題、貧困問題、環境問題、あるいは公共施設の見直しなど含め直接市民の暮らしに影響のある施策を、市の第一の責務である市民の生活支援に具体的にどう取り組み、まちの将来像にある「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち」につなげ、そのことが市長の言われる新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりとどう重なっていくのかが見えてきません。

そこで市長の総仕上げ3年目の「平成29年度所信表明」に対する基本認識について、29年度予算、及び施策展開について市の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」、そして持続可能な市政経営を、強く求める立場から順次質問していきます。

始めに「平成29年度は、市政の基本的考え方である「参加と協働のまちづくり」の具体的実践の観点から2点質問します。市の第一の責務である市民生活支援を推進するための参加と協働のまちづくりについて市長は、市民生活を守り、安全で安心して住み続けられるまちとすることが、市政運営の第一義としながら、その内容の具体性が見えてきません。それに比べて、オリンピック等への取り組みは非常に具体的です。市民福祉ニーズ調査でもわかるように、様々な地域課題がある中で、疎遠になってきている地域をつなげていくまちづくりのためにも積極的なコミュニティ政策の推進が市民生活を守っていくためには欠かせないはずですが、しかし、市政経営の基本的な考え方である参加と協働のまちづくりでは、市民参加手続きの適切な運用改善への取組や、市民活動センター機能の充実、あるいは参加と協働の基盤となる地域コミュニティの醸成とネットワークの構築として、自治会活動等への支援や地区協議会への運営支援と語られただけで、市長が述べた自治会や地区協議会はいったい何を期待し、どう発展させていきたいのかが、伝わってきません

オリンピックという言葉を発表する前に、地域課題を解決するために、自治会や地区協議会に関心を持ち、積極的に参加してください。市長が推し進める重要政策として、参加と協働のまちづくりを位置付けているのですからと、先ずはそのことを市民に強く訴える必

要がありました。1月31日の地域福祉推進会議では、地域福祉コーディネーターの評価法や福祉ニーズ調査ニーズ調査の速報がありました。

2月2日の高齢者福祉推進協議会では平成30年度からの介護保険制度の見直しについての説明で、地域包括ケアシステムの完成度評価の話もされていました。国では2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と、自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を急ぐよう基礎自治体に求めています。それにもかかわらず、基本的施策のなかには、国民的課題である団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題については一言だけ、そして地域包括ケアシステムについては一言も触れられていません。これは驚くべきことです。

厚生労働省は日本の保険医療問題の先にある2035年を見据え、地域包括ケアの充実、地域共生社会の実現との考え方が示され、全世代を対象にした地域包括ケアシステムの構築は、サービスの受け手と支え手という縦割りではなく、共に全ての人を対象に、国を挙げて進める方向が示されています。この考えは、私も主張してきたところです。これについて市は全ての市民の尊厳の保持と自立生活支援を行う地域の包括的な支援・サービス提供体制・地域包括ケアシステムの構築が必要、今年度改定の福祉3計画のビジョンにこの考え方を位置付けるとの答弁もありました。私は、市政の第一の責務である市民の暮らしに寄り添った市民生活を守るキーワードになるのは地域包括ケアシステムと考えます。

また、私は2月9日開催された第二回調布市総合教育会議を傍聴しました。会議では、教育・支援の充実として不登校問題やいじめなどの取組や、子ども若者総合支援事業の詳しい取り組み、オリンピックについては全校が都の指定校になっていることやタグラグビーも報告されました。各委員からは、いじめや貧困問題は表に出ていない問題もあるが、民生・児童委員との連携など難しい課題が多い中でどのような人がどう関わっていくのかという話から、子ども若者支援協議会に民間団体との連携の説明もありました。更に、子ども食堂に地域福祉コーディネーターが関わっているとのやり取りから、子ども食堂は食事提供というだけでなく、孤立の防止や地域コミュニティの育成にもつながっているとの話も出されました。重要なことは、地域福祉コーディネーターが教育の現場でも地域をつなぐ大きな役割を果たしている事実です。総合教育会議でも出されたように、地域福祉という視点から、市民と市民をつなぐ地域福祉コーディネーターの役割は欠かせません。子ども達の福祉的課題を地域で解決するためにも地域福祉コーディネーターの各小学校区配置は不可欠です。現在の計画では10地域配置ですが、現状は4地域です。市の進める地域包括ケアシステムの構築に欠かせない事業として位置付け、地域設定を明らかにして、いつまでに地域福祉コーディネーターを配置するのか明確にすべきです。段階的というのであれば、中学校地域には必ず配置し、将来的に小学校区にも配置するといった明確な方針が必要です。さらに様々な地域課題を役所と市民が協働して解決していくためには、行政と地域をつなぐもう一人のコーディネーター役も必要だと考えます。地区協議会活動も行政のサポートにより様々な地域課題に取り組まれています。これまで、私は地域に行政の情報を手に取ることができる場と、行政と地域をつなぐコーディネーター役の配置を主張してきました。

いずれ公共施設も統廃合を進める考えであるなら、様々な行政サービスをどの地域の誰にでも公平に受けられる仕組みとして、各地域にコーディネーター役の配置は欠かせないと考えます。そこで質問します。まず、市民生活支援が第一義と言いながら、国民的課題でもある地域包括ケアシステムに一言も触れられていません。何故でしょうか、課題として受け止めがないということでしょうか、お答えください。次に地域包括ケアシステムの構築をどう作り上げるのか、その展望についてお聞かせください。次に、地域福祉コーディネーターの配置の考え方、期待する機能・役割をどう発展させ、実現すべき時期をいつとお考えなのか、今回改正する計画ではどのように位置付けるのかお聞かせください。また地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターの基本的な任務、役割、連携などについてどうお考えでしょうか、併せてお聞かせください。最後に行政と市民をつなぐコーディネーター役の配置について、どうお考えか、お聞かせください。

次に新生・調布のシンボルとしての駅前広場の参加と協働のまちづくりについて質問します。市長は、29年度の位置づけの中で、調布駅前ひろばについても触れられました。新生・調布市のシンボルとなる都市空間として、市民に親しまれ、愛される広場となるよう市民とまちづくりの方向を共有しながら、段階的に整備を進めていきたいと力強く宣言されました。まさにここが、市長のいう新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりを、具現化させていく象徴的な拠点です。私は平成7年、初めての一般質問で市民参画のまちづくりとして駅前広場、中央公民館跡地の整備プロセスへの市民参画を取り上げた経緯もありますが、駅前広場と市民にとって駅前広場は、タコ公園や樹木と共に様々なイベントを通じて交流し自治を育んできたという強い思いがあります、その存在が市民の心に刻まれた調布市のアイデンティティです。市民財産である駅前広場が今、市民の注目を集めています。先般、調布駅南口広場 樹木を守る会から、調布駅南口広場の樹木をできるだけ多く保全し、併せて、地下駐輪場建設など南口広場開発について立ち止まって見直すよう求めるという趣旨の要望書が16000名余の署名を添えて市と議会に提出されました。予算内示会でも、市長は市の基本的考え方である参加と協働は常に推し進めていきたいといった趣旨の発言をされています。2月7日に開催された環境保全審議会では、調布駅前広場の既存樹木についての報告がありました。都市整備部街づくり事業課が、これまでの経緯と、全員協議会で示した案、そして樹木を守る会から受領した案、そして市の最終案が添えられた資料を基に説明していました。会長からは、市のポリシーがあるのかわからない。住民の意見も大事だが、ダメなのはだめだということも大事といった趣旨の発言もありましたが、専門家委員から防災上の観点からの樹種に対する指摘、地球温暖化対策として樹木の日陰の重要性への示唆などもあり、今後検討すべき視点が多々あったように感じました。私はこの問題について12月議会で、全員協議会で示した案に対して、検討の余地が残っているのか質問しました。これに対して、市長は、これが最大に配慮した案だと答弁しています。また樹木の伐採からの政策変更なので補正予算を提出して審議すべきではないのかとの質問に対しても予算内でやりくりし、補正予算は提出しないとの答弁でした。しかし今回補正予算が提出され樹木の本数も増え賛成多数で可決しました。全員協議会で示した案が最大限配慮したとして、12月議会でのやりとりを振り返ってみても変更の余地があるとは思えませんでした。この間、何が起きて、どのように検討し、今回の案をまとめた

のか不明確です。また可決されましたが、実際にはどう進めて行くのか、市民に伝わっていません。

全員協議会提案以後の変更であれば、その過程を再度市民にも公開されている全員協議会の場で説明するべきであり、議案送付後の議会直前に非公開で説明のみ行うやり方は遺憾です。再検討するのなら、先ほど紹介した環境審議会での指摘事項も配慮すべきです。駅前広場は当初案から大きく変わってきました。市長は「新生・調布市のシンボルとなる都市空間として、市民に親しまれ、愛される広場」としていますが、どのような広場像を描いているのか議会や市民と共有できていないと言わざるを得ません。今も市民の心にある駅前広場は、まさに調布らしさの象徴であり、調布市のアイデンティティです。その駅前広場の具体的なイメージが23万市民と共有されていない状態で、どうして新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりと言えるのか疑問です。私達が親しんできた駅前広場の記憶をいかに次世代に伝えていくのか、それは今の私達に課せられた使命ではないかと思いません。調布らしい広場の姿を残し、新しいものと調和させて、市民に親しまれ、愛される広場となるよう、まちづくりの方向を行政、議会、市民と共有するためにも、一度立ち止まって一緒に考えていくべきです。その際には住環境・防災・福祉・環境・交通・景観・地域活性化などの視点や、周辺にある公共施設も含めた中での検討が必要です。また検討手法としては、参加と協働のまちづくりの実践の場として、ワークショップなど様々な手法を駆使して取組むことが求められます。2月12日に行われた文化協会創立50周年記念講演で日本芸術文化振興会の柴田英紀さんの文化芸術創造による未来都市・調布へと」の講演の中に、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムの展開とそのレガシーの在り方について」の話がありました。その中で、「レガシーは人にしか残らない。家族と楽しく過ごした時間や経験実践している経験を次世代に伝えること、この積み上げが心に宿る」と話されました。まさにラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックの開催地の市として、新生・調布の魅力あふれる豊かなまちづくりへの歩みとして、市の基本的考え方である参加と協働のまちづくりの実践する機会であると私は受け止めました。2020年に向け駅前広場に花いっぱいによるおもてなしの取り組みの検討もありましたが、環境を市民と維持・保全するには新たに活動できる市民の参加と協働の輪を広げていく必要があります。私は平成27年9月議会で、三鷹市が市民、事業者、市が協働して取り組めるよう設立した中間支援組織を例に出し、NPO法人の設立を視野に検討を進めるよう質問し、研究するとの答弁をいただきました。駅前広場を花いっぱいにして季節感ある、美しく潤いのある広場空間とするためにも、参加と協働による取組が欠かせないと思っています。

そこで質問します。

市長は、12月議会の答弁から広場に対する考え方を変えましたが、その理由は何でしょうか。何に重点を置いて変更したのか、変更した過程を議会や市民と共有されていないという認識はお持ちでしょうか。

調布駅前広場の将来図が共有されていませんが、今後どのような方法で共有する努力をされるのか具体的にお聞かせください。調布駅前広場について、一旦立ち止まって市民と共に参加と協働のまちづくりの実践の場として取組まれる考えはありますか、また併せて駅前広場の整備後について、その維持管理、運営を参加と協働により行っていくための検討も

必要と考えますが、いかがでしょうか。環境を維持・保全する NPO 法人の研究はどこまで進んでいるのか、組織に指導者が配置されればボランティア活動も広がります。今後どのように進められるのでしょうか。お聞かせ下さい。

次に、持続可能な共生社会を目指した市政経営の推進をについて質問します。まず予算編成についてお聞きします。平成 29 年度の歳入歳出総額 886 億円です。今年度初めて当初予算から公共施設整備基金に一億円の積立金を計上したことは大きく評価します。しかし、現在所有している建物の老朽化は進み、インフラに関する更新費は公共施設とインフラについては約 2.2 倍、インフラを見ると過去 3 年間の改修・更新費の平均の約 3.2 倍かかるとされています。また、市役所整備基金の創設も視野に入れていく必要があります。そこで質問します。

今後公共施設マネジメント計画も策定することになっています。施設の法定耐用年数に対して経過した年数の割合でだす「老朽化率」も考慮する場合、当市にとって妥当な積立額の設定にはどのような考え方持つのでしょうか。併せて積み立て設定額までの積立て方法をどうしていくのかについても、お聞かせ下さい。

地方交付税交付金については 1 億円余、2.3%増の 44 億 7000 万円です。消費税率引き上げに伴う社会保障財源分は 21 億 3000 万円となっています。内閣府の発表によると昨年 10～12 月期の国民総生産はプラスですが、個人消費が一年ぶりのマイナスになっていますが、市の交付金は増額しています。大丈夫なのか不安になります。この交付金のうち消費税増税分は社会保障を充実するための財源とされることは法にも明記されています。市政経営の概要には引き上げ分の活用が掲載され、事業費と一般財源も掲載され、市民は詳しく事業を知ることができます。その点は評価しますが、ではその配分方法はというと、その記述はありません。消費税増税分は、社会保障施策における現行の市民サービス水準を維持するための事業にも充てられているように見えます。法の主旨からすれば

増額分は社会保障の充実に充てられるものです。つまり、対象者数が増加するなど、いわゆる自然増ではなく対象枠の「拡大、充実」に充てるべきものです。対象者が増加するいわゆる自然増分については、通常の一般財源を持って充てるべきと考えます。

そこで質問します。社会保障の自然増分の予算については現在、どのような基準、考え方で予算化されているのでしょうか。また、消費税増税分は、社会保障の充実に充てるべきものですから、その施策の企画立案は福祉部門がまず責任を持って立てなければなりません。そのうえで財政部門と調整を図るのが筋道であり、それが財源と施策の見えるかにつながると考えます。まず始めに、今回どのような調整をして予算化されたのか今後はどう予算化していくのか、その進行管理はどうするのかお聞かせください。地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律には、地域ケアシステムの構築を通じて健康で安らかな生活を営む地域社会の形成に資することを目的として、社会保障の充実の目玉だった地域医療介護総合確保基金がありますが、主には都道府県が計画を策定して基金を活用しています。現在、都は市町村に積極的な計画策定を指導していないようですが、法律には市町村も計画策定すれば活用できるものとなっています。市はこの財源を利用する考えはないのでしょうか。指導的立場の都は、市にこの基金の活用を促す立場にあると思いますが、都の対応や考え方はどうなっているのでしょうか、併せてお聞かせ下さい。最後に女性の活躍推進についてお聞きします。

「まちづくりの基本理念の実現に向けて」では、「男女共同参画社会の形成に向けては、性の多様性やDV防止など人権の尊重と擁護、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や、女性の活躍推進法を踏まえ今年度改訂予定の男女共同参画推進プランに基づく取組を着実に推進する」とのお話でした。現在も女性は職場で、家庭で地域で、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、家事、育児、介護、低賃金の課題があるなかで十分活躍しており、環境整備、支援体制などまさに男女共同参画社会基本法を踏まえた取り組みが求められていますが、我が国に置いては夫婦別性さえいまだ認められていません。12月議会でも指摘しましたが、まだまだ女性に対する政策は政治への参画も女性活躍を旗印にしている政党のリーダーシップが見えてきません。そのような中、市政では総務部に「人材育成・女性活躍推進担当」を設置しました。

そこで質問します。市長のリーダーシップの中、今年度、女性職員活躍を全庁的な重要課題として、どのような施策を展開されるのでしょうか。調布市男女共同参画推進センターの活躍は重要です。昨年地域における女性の参画率の向上等含めセンターの一層の有効活用を図り、積極的な情報の発信、啓発活動等を行えるよう取り組まれるとのことでしたが、プラン改訂版には、どのように位置づけて、どう具体的に推進されていくのでしょうか。それぞれに分かりやすい答弁をお願いします。

## 市長答弁

ただいま、元気派市民の会の大河巳渡子議員から御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。まず初めに、市民生活支援についてであります。

市民の生活を大切にすることは私の市政経営の原点であり、このことは今後も変わることはありません。今後も当然のことながら、市民に最も身近な基礎自治体の第一の責務として、市民の安全・安心の確保や市民生活支援を基調とした取組を継続して参ります。併せて、平成29年度は、基本計画の3年次目として、4つの重点プロジェクトを基軸に、2つのアクション及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を有機的に連動させながら、計画の最終年次に向け、各施策・事業を着実に推進して参ります。

また、次期基本計画期間を含む平成30年代を展望した中長期的な視点を持って、2020年、2025年を見据えた取組を含め、ソフト、ハード一体となったまちづくりを、多様な主体とも連携・協働しながら進めて参りたいと考えております。

とりわけ、福祉・子ども分野においては、子ども・子育て支援新制度に基づく取組や、地域包括ケアシステムの構築をはじめ2025年を見据えた高齢者を取り巻く生活支援体制の整備など、市民生活に大きな影響を及ぼす制度改正に伴う新たな課題に対し、市としても重要課題として対応すべく、計画に位置付け、既に取組を開始しているところであり、今後も福祉・健康施策、子ども・教育施策をはじめ、関連施策の横断的連携を継続し、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを進めていく所存です。

平成29年度は、その中でも特に、子ども・子育て支援施策について、国や都から打ち出された緊急対策等を有効に活用し、待機児童対策をはじめとする多様な保育ニーズへの対応強化、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、子どもの貧困対策と社会的な困難を抱える若者の自立支援の充実の3つの視点から、一層の充実を図って参りたい

と考えております。

次に、地域包括ケアシステムについてです。

近年、福祉の課題は多様化し、高齢者、障害者、子どもといった枠を超え、複数の分野にまたがる横断的な課題への対応が必要となっています。

こうした中、平成29年度は、地域福祉計画、高齢者総合計画及び障害者総合計画のいわゆる福祉3計画の改定を行います。改定に当たっては、各計画の連携強化を図っていくことが重要であることから、基本構想に掲げたまちの将来像や、基本計画とも整合を図りながら、各計画を貫く共通のビジョンについて検討して参ります。

また、地域で暮らす市民生活上の課題を解決するという基本的な視点に立ち、地域における包括的な福祉の仕組みづくりについて議論を深めることは重要であると認識しています。

とりわけ、「地域包括ケアシステムの構築」に当たっては、住まいの確保や医療・介護連携の推進、また、地域における生活支援体制整備など、様々な面からの地域づくりを進める必要があると考えております。また、地域福祉計画では、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、地域におけるトータルケアの推進を重点施策に掲げ、福祉のネットワークの構築とコーディネート機能の強化等に取り組んでおります。今後も引き続き、各分野が横断的に連携し、市民と協働しながら地域包括ケアシステムの構築に向けた仕組みづくりに取り組んで参ります。

次に、地域福祉コーディネーターについてです。

市では、現在、地域福祉コーディネーターを東西南北4つの地域に配置し、既存の公的なサービスだけでは十分な対応が困難な方などに対し、福祉の生活課題の解決に向けた取組を行っております。地域福祉コーディネーターは、地域福祉を推進するうえで、中心的な役割を担っていることから、今後、その役割はさらに増すものと考えております。

一方、市の地域包括支援センターは、主に高齢者を対象とした個別支援を行っております。今後、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域資源を生かした支援が必要です。地域福祉コーディネーターと連携することで、事業所によるサービスに限らず、地域力を生かした一体的な支援が可能となるものと考えます。

今後につきましては、福祉施策全般の動向や市民福祉ニーズ調査の結果等を踏まえ、地域福祉計画の改定に併せた事業の検証を行う中で、段階的な配置や役割等について検討して参ります。福祉分野に限らず、地域の様々な課題を把握し、その解決に向けた取組を総合的にコーディネートする人材の配置については、現段階では現実的には難しいと考えておりますが、支え合いの地域づくりの観点からも、市民と行政をつなぐ役割を担う人材は重要であると認識しています。

次に、調布駅前広場における参加と協働のまちづくりの実践についてであります。

調布駅前広場の整備については、京王線連続立体交差事業の計画とともに、南北一体の街づくりを進めるため、平成12年3月に市民参加を実践しながら「中心市街地街づくり総合計画」としてとりまとめて以降、平成26年10月に、東京都より事業認可を取得し事業に着手しました。調布駅前広場の計画は、現在の駅前広場機能に加え、将来需要を考慮し、鉄道とバス等との乗り継ぎの利便性を確保する交通結節機能の充実はもとより、環境機能として、うるおいやすらぎのある都市空間とするため、緑あふれる空間を創出し、

併せて、にぎわいや交流機能を兼ね備えた広場とするため、多目的広場空間を確保すべく検討を進めております。検討に当たっては、駅前広場研究会をはじめ、市民との意見交換会やワークショップ、パブリック・コメント手続きなど、多様な市民参加手法を実践しながら、計画を取りまとめて参りました。

調布駅前広場内の既存樹木については、昨年2月の時点で、移設する場合の安全面、費用面等を考慮し、原則撤去という方針をお示ししましたが、その後、保全を求める多くの声をいただいたことで、市民の皆様などに親しまれてきた調布駅前広場の既存樹木に対する思いを改めて認識したところです。

一方で、調布駅前広場の早期整備を求める声や、既存樹木の倒木を懸念する意見なども寄せられていることから、今後も、現計画に対する考え方を引き続き、丁寧に説明して参ります。また、今年度からは、北側ロータリーの工事に着手するなど、調布駅前広場の整備が、いよいよ具現化する段階に入ってきていることから、計画段階までとは異なり、関係機関協議等による条件整理を経て、これまで積み重ねてきた市民参加の成果を、目に見える形で実現させていく必要があります。

現在ご提示している案については、樹木保全に向けた市民の思いや議会の皆様の御意見も真摯に受け止め、市として移植先を広範囲に見直すとともに、広場の整備完了直後においても一定程度の日陰を確保する観点から、幼木だけではなく、成木の植樹を考慮した場合の新規樹木との費用比較を踏まえ、シンボルとなり得る樹木、記念樹的なものなどは、調布駅前広場内への移植、もしくは駅前広場外に移植した後、広場内へ再移植するなど、可能な限り既存樹木を保全していくことについて、あらためて検討を加えたものです。

調布駅前広場計画に関しては、樹木の配置を含め、駅前広場整備における検討課題について、議会の皆様と意見交換するとともに、広く市民参加を図りながら方向性を定めて参りたいと考えております。また、整備後の広場の維持管理・運営については、市民が利用しやすい空間となるような仕組みとして、市民や事業者との協働による様々な管理手法の事例について、引き続き調査研究をしながら、市民に親しまれ愛される駅前広場となるよう整備を進めて参りたいと考えております。

次に、市民の協働による環境維持・保全活動の今後の取組についてであります。

市では、豊かな環境を市民と協働で保全・創出する取組として、花いっぱい運動をはじめ、国分寺崖線などの崖線樹林地における保全活動や、体験型のガーデニング講座など、様々な取組を行っております。また、現在、三鷹市、ふじみ衛生組合と連携して実施しているコミュニティ花壇では、市民ボランティアに対する養成講座を行うなど、専門的な知識が習得できるよう人材育成にも注力しています。この取組では、花と緑に特化した中間支援組織である三鷹市のNPO法人の支援を受け活動を行っており、大きな成果が得られています。このような団体は、三鷹市以外にもいくつか存在し、これまでにヒアリング等調査研究を行ってきたところです。このような団体の取組は、花と緑に関する市民の参加と協働を進める上で大きな成果をあげているものの、財政的な課題があることも明らかになっており、継続的な活動を支える仕組みづくりの視点から、引き続き検討を進めて参ります。今後、市では、2018年秋の全国育樹祭、翌年のラグビーワールドカップ、東京2020大会など大規模イベントが相次ぐことから、市への来訪者だけでなく、市民に対しても緑豊かな調布の魅力を発信しながら、緑の保全や創出に関する参加と協働の輪が広



がるよう取り組んで参ります。

次に、公共施設整備基金への積立てについてであります。

公共施設の改修・更新費の縮減、負担の平準化は多くの地方公共団体の共通課題であり、市では、今後30年間の推計において、総務省による一定の条件に基づく試算では、1年間当たり過去の実績額の約1.8倍の費用が必要となり、これにインフラの更新費用を加えると約2.2倍の費用が必要になると想定しております。そのため、公共施設マネジメントを推進するに当たっては、中長期的な財政負担の縮減、平準化や財源確保の視点が不可欠であることから、市では総合管理計画における基本方針の中に「財政負担の縮減、平準化」として、国や都の補助金の積極的な確保のほか、後年度負担に留意した市債や公共施設整備基金の活用を位置付けております。施設の経年劣化が進行している現状では、他の特定目的基金と比べ公共施設整備基金への積立ての優先度は高いと認識しており、各年度の繰越金を優先的に積み立てているほか、平成29年度当初予算において1億円の基金積立金を計上したところです。公共施設整備基金への積立てについては、総合管理計画に基づく公共施設マネジメントに要する中長期的な経費の見込みなどの将来負担を見据えた中で、計画的な財源の確保に向けて、引き続き、検討して参ります。

次に、地方消費税交付金の社会保障財源分の予算化についてであります。

社会保障と税の一体改革においては、少子高齢化に伴う国や地方の社会保障関係経費の増加を背景に、消費税率の引上げによる安定財源を確保することにより、社会保障の充実・安定化と、将来世代への負担軽減を実現するとされています。

予算編成においては、この改革の趣旨に基づき、消費税率引上げ分を社会福祉分野や社会保険分野における新たな施策に活用するほか、経常的な経費の財源としても活用を図っているところです。平成29年度予算編成に当たっては、予算編成方針の中で、地方消費税交付金の税率引上げ分については、社会保障の充実・安定化に活用し、市民福祉の増進を図る制度としての趣旨を踏まえ、関係部署のマネジメントにおいても意を用いるよう示したところです。

また、予算編成過程においては、庁内における協議の中で、子ども・子育て施策や福祉施策の充実に向けて、対象事業を検討し、税率引上げ分の適切な活用につなげたものと認識しております。また、その内容を市民の皆様にお知らせするため、予算書の参考資料に、税率引上げ分の使途や主な活用事業を掲載しております。

今後も社会保障関係経費は増加傾向となる見込みですが、引き続き、社会保障の充実・安定化に向けて適切に活用し、あわせて、その活用状況につきましては、引き続き市民の皆様によりわかりやすくお知らせするよう努めてまいります。

次に、地域医療介護総合確保基金の活用状況についてであります。

2025年には、いわゆる「団塊の世代」の全ての方が75歳以上の後期高齢者となることで、何らかの支援を必要とする方が、地域の中で大幅に増加することが予測されています。こうしたことを見据え、医療・介護サービスの提供体制を改革することを目的に、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行されました。これを受け、東京都では、介護施設等の整備に関する支援を実施することにより、介護サービス提供体制整備の促進を図ることを目的として「東京都地域医療介護

総合確保基金」を創設し、東京都から市町村に対して、基金の活用について継続的に情報提供がなされ、市としてもその活用について検討を重ねて参りました。平成29年度に、基金活用に必要な計画策定を行った上で、地域密着型サービスの基盤整備に活用を図って参ります。

今後も、補助対象となる事業には当該基金を活用し、社会基盤の整備に努めて参ります。次に、市内での女性活躍推進についてであります。

女性職員の活躍推進については、いわゆる女性活躍推進法の施行を受け、組織全体として女性の活躍を推進していくことが重要であると考えており、本年の職員へ向けた年頭の挨拶の中において、女性職員を含めた全ての職員にとって働きやすい環境を整えるためには、男性側の理解や女性側の決意を要するものであり、職場全体で本気になって取り組む姿勢が不可欠であるという私の考え方を改めて発信したところです。

「特定事業主行動計画 第六次行動計画」の初年度である今年度については、事務局機能として総務部に「人材育成・女性活躍推進担当」を新設し、計画で位置付けた取組を着実に推進しているところです。

具体的には、女性職員の登用拡大を図るため、昇任試験制度を見直し、係長職昇任試験における女性職員の受験率向上につなげたほか、自治大学校女性幹部養成支援プログラムへの職員派遣等、現在働いている女性職員の活躍推進に取り組んで参りました。また、白百合女子大学と連携したキャリアガイダンスの実施など、将来を担う女性職員の確保に向けた取組も実施して参りました。さらに、昨年7月からは「時間外勤務縮減及び定時退庁推進に関する方針」に基づき、変則勤務の実施や早期退庁に向けた私自身のメッセージの放送のほか、働き方改革の取組や、男性管理職を対象とした意識改革に向けた研修の実施など、様々な取組を実施することで、女性職員が活躍できる職場環境の整備を進めているところです。引き続き、女性職員を含めた全ての職員が能力を十分発揮することで、市民サービスの向上につなげるため、計画で位置付けた取組を着実に推進して参ります。

最後に、男女共同参画推進プランに基づく取組についてであります。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための基本理念の一つに、男女の人権の尊重を掲げ、男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会の確保を位置付けています。市の男女共同参画推進プランにおいても、この法の趣旨を踏まえた基本理念を掲げており、今回時点修正する第四次プランでも継承しております。こうした理念の実現に向けては、家族のあり方や働き方の多様性を受け入れ、様々な分野において男女の意見が適切に反映されるための取組が必要です。今回改訂するプランは、平成28年4月に施行された女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と位置付け、男女共同参画推進センター運営委員会を同法に基づく地域協議会として、女性の就労支援や家庭生活への支援、政策決定過程への女性の参画促進に向けた議論を重ねています。

運営委員会では、センターが市民にとってより親しみやすい場所となること、男女共同参画に関する啓発活動の充実と人材育成、男女共同参画の視点を考慮した地域の防災対策の推進などについて、提言をいただき、改訂プランに反映することとしております。

今後も、プランに基づく多様な情報発信、啓発活動を継続的に推進し、地域における女性の参画率向上を目指すなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進して参ります。